

大学コンソーシアム佐賀推進委員会に置く部会に関する規程

(平成20年7月3日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、大学コンソーシアム佐賀規約（平成19年12月18日制定）第15条第2項の規定に基づき、大学コンソーシアム佐賀推進委員会（以下「推進委員会」という。）に置く部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 推進委員会に置く部会の名称及び業務は、次の表のとおりとする。

部 会	業 務
教育連携部会	単位互換等の大学教育に関すること。
学生支援部会	学生の修学・活動支援等に関すること。
専門教育部会	子ども発達支援士養成プログラムの開発・実施に関すること。 発達障害に関する現職研修や療育活動の実施等に関すること。
地元就職促進部会	学生の地元就職促進に関すること。
リカレント教育促進部会	佐賀県内のリカレント教育促進に関すること

2 部会ごとに主担当大学及び副担当大学を定める。ただし、放送大学は除くものとする。

3 主担当大学の任期は、3年間とし、別表Iに基づき推進委員会で決定する。

4 部会が必要と認めたときは、部会にワーキンググループを置くことができる。

(部会委員)

第3条 部会は、次に掲げる部会委員をもって組織する。

(1) 大学コンソーシアム佐賀正会員の推薦を経て、推進委員会で決定した者 各1人

(2) 推進委員会が必要と認めた者

2 推進委員会が必要と認めた場合は、前項第1号の部会委員の選出に当たり、1人を超えて推薦を求めることができる。

3 部会委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

4 部会委員に欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会長は、主担当大学が推薦した主担当大学の部会委員をもって充て、副部会長は、部会委員の互選によって決する。

2 部会長は、部会の業務を掌理する。

3 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。

5 部会長は、部会で検討した事項を推進委員会に報告するものとする。

(担当大学事務)

第5条 部会に、担当大学事務を置き、主担当大学から、1人選出された者をもって組織する。

2 担当大学事務は、事業実施に関わる事務及び部会費の会計業務等の必要な業務を行う。

(部会長会議)

第6条 推進委員会委員長は必要に応じ、部会の連携を図るために部会長会議を開催することができる。

(合同会議)

第7条 部会が必要と認めるときは、他の部会と合同で会議を開催することができる。

(部会委員以外の者の出席)

第8条 部会が必要と認めるときは、部会に部会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、推進委員会で協議する。

別表I (第2条関係)

部会主担当大学は、下表の順番に基づき選出する。

順番	教育連携部会 主担当大学	学生支援部会 主担当大学	専門教育部会 主担当大学	地元就職 促進部会 主担当大学	リカレント 教育促進部会 主担当大学
1	佐賀大学	西九州大学 短期大学部	佐賀女子 短期大学	—	—
2	佐賀大学	佐賀女子 短期大学	西九州大学	佐賀大学	—
3	佐賀女子 短期大学	西九州大学	九州龍谷 短期大学	佐賀大学	佐賀大学
4	西九州大学	九州龍谷 短期大学	西九州大学 短期大学部	佐賀大学	佐賀大学
5	九州龍谷 短期大学	西九州大学 短期大学部	佐賀大学	佐賀大学	佐賀大学

附 則

1 この規程は、平成20年8月1日から施行し、平成20年4月1日まで遡って適用する。

2 この規程施行後最初に選出される部会委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成20年9月2日改正)

この規程は、平成20年9月2日から施行する。

附 則 (平成20年12月15日改正)

この規程は、平成20年12月15日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日改正)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月19日改正）

- 1 この規程は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正前の第3条により選出された部会委員のうち、当該部会委員の任期の末日が平成28年4月1日以降の者にあつては、その任期は平成28年3月31日までとする。

附 則（平成30年2月28日改正）

この規程は、平成30年2月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月6日改正）

この規程は、令和2年8月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年6月23日改正）

この規程は、令和3年6月23日から施行する。

附 則（令和5年9月7日改正）

この規程は、令和5年9月7日から施行する。